おおい町分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱

平成28年3月29日 告示第 85 号

改正 平成28年8月25日告示第238号 平成29年3月22日告示第61号 令和2年4月1日告示第131号 令和3年7月30日告示第171号

(趣旨)

第1条 この要綱は、おおい町分譲地購入者住まい支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、おおい町補助金等交付規則(平成18年おおい町規則第32号) 及びおおい町建設課所管補助金等交付要綱(平成22年おおい町告示第14号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、おおい町土地開発公社が分譲する住宅地又は商業地(以下「分譲地」という。)を購入し、住宅を新築した者に対し、その費用の一部を助成することにより、本町への定住促進等を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 住宅地 南浦分譲地、小倉畑分譲地、三重分譲地、石山分譲地
 - (2) 商業地 成和商業地
 - (3) 住 宅 住宅地 自らが居住するための一戸建ての建物で床面積の2分の1以上が居住の用に供されているもの

商業地 自ら又は従業員が居住するための建物

(補助対象の住宅)

- 第4条 本補助金の対象となる住宅は、分譲地購入者が当該分譲地に新築する一戸建て住宅とする。
- 2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる住宅は対象とならない。ただし、 この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できると きは、この限りでない。

(交付対象者)

- 第5条 この補助金の交付の対象となる者は、平成28年度以降に次の各号のいずれにも 該当する者とする。
 - (1) 分譲地を購入し当該分譲地に住宅を新築した者
 - (2) 新築した住宅に5年以上居住する者
 - (3) 市町村税を滞納していない者

- (4) 過去に本補助金を受給していない者
- 2 国、県、町等の他の補助事業により補助対象となる者は対象とならない。ただし、この要綱による補助対象経費と他の補助事業による補助対象経費を明確に区分できるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、住宅の新築 に要する経費のうち住居の部分に係る経費とする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金額は次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号の定める額とする。
 - (1) 町内の個人事業者又は事務所等(本町に法人町民税の法人等の設立・事務所等の設置届を提出しているものに限る。)を置く事業者(以下「町内事業者」という。) により新築する住宅 100万円
 - (2) 町内事業者以外の事業者(以下「町外事業者」という。)により新築する住宅 5 0万円
- 2 前項各号において、補助対象経費が補助金額に満たない場合は当該補助対象経費を限 度とし、千円未満の額を切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新築した住宅に 居住後速やかに、おおい町分譲地住まい支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次 の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 分譲地売買契約書の写し
 - (2) 工事請負契約書又は請書の写し
 - (3) 住宅建設概要書(様式第2号)
 - (4) 図面(配置図、各階平面図、床面積求積図、敷地求積図、立面図)
 - (5) 完成写真
 - (6) 納税証明書(市町村税の全税目に滞納がないことを証明できる直近のもの)
 - (7) 住民票(新築した住宅に居住していることが確認できるもの)
 - (8) 登記済証の写し
- 2 前項の補助金の交付申請ができる新築した住宅への居住とは、新築住宅が引き渡され た日の属する年度の翌年度末までに入居する場合に限る。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書等の書類の審査及び必要 に応じて現地調査等を行い、適正であると認めたときは補助金の交付決定を行い、補助 金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第

4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

- 第11条 町長は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、 又は交付した補助金の返還を命ずることができる。
 - (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
 - (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、本要綱に定める補助金交付の要件を欠くに至ったとき。
- 2 申請者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、おおい町補助金等交付規則の定めるところにより補助金を返還しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第12条 町長は、補助金の交付に関し、必要があると認めたときは、申請者に対し、報告を求め、当該補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地調査、他機関への確認等必要な事項を指示するとこができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。 (平成27年度に補助金の交付の対象となる者に係る特例)
- 2 第5条の規定にかかわらず、平成27年度に同条(同条第2号の規定を除く。)に規定する補助金の交付の対象となる者については、平成28年度内に第8条の規定による申請を行う場合に限り、この要綱の規定に基づき補助金を交付することができる。この場合において、第5条中「平成28年度以降に」とあるのは、「平成27年度に」と、第7条中「100万円を限度」とあるのは「町内に事業所を有する事業者により新築した者については100万円を限度とし、町外に事業所を有する事業者により新築した者については50万円を限度」とする。

附 則(平成28年8月25日告示第238号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成29年4月1日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のおおい町分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のおおい町分譲地購入者住まい支援事業補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(令和2年4月1日告示第131号)抄(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年7月30日告示第171号) この告示は、令和3年7月30日から施行する。